

記

- 1 **日時** 令和8年5月27日(水曜日) 9時25分～9時55分
- 2 **場所** 人事委員室
- 3 **出席者** 委員長 西出 智幸、委員 小西 華子、委員 能村 盛隆
事務局長以下6名

4 議案等

【議案】

- 第5号 職員（大学卒程度技術【春】）採用試験の第2次試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
- 第6号 職員（事務行政(18-21)、高校卒程度技術、消防吏員B、学校事務）採用試験及び障がい者を対象とした採用試験(事務職員)の実施について
- 第7号 職員の休暇に関する規則の一部改正について
- 第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について
- 第9号 職員の休暇に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について（回答）
- 第10号 職員の特殊勤務手当の運用について（回答）

【報告事項】

- 第9号 職員の任用に関する規則第30条第6号に規定する人事委員会が認める職に関する要綱第2条に基づく報告について

5 議事要旨

・議案第5号について

職員（大学卒程度技術【春】）採用試験の第2次試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について、事務局より説明し、審議の結果、説明内容のとおり実施することに決定。

・議案第6号について

職員（事務行政(18-21)、高校卒程度技術、消防吏員B、学校事務）採用試験及び障がい者を対象とした採用試験(事務職員)の実施について、事務局より説明し、審議の結果、実施することに決定。

・議案第7号について

職員の休暇に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定。

・ **議案第 8 号について**

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・ **議案第 9 号について**

職員の休暇に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **議案第 10 号について**

職員の特殊勤務手当の運用について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・ **報告事項第 9 号について**

職員の任用に関する規則第 30 条第 6 号に規定する人事委員会が認める職に関する要綱第 2 条に基づく報告について、事務局より報告。